

(六) 十分間遅延、時は減給二時間、  
 (七) 十五分間遅延、時は減給三時間、  
 右全部徹底する事。

(三) 解雇されたる左記四名の職工を復職せしむること。  
 吉田芳治、新野長太郎、竹田松之助、坂本渡。

(四) 従来拾芥(毎月の上賃)なりし鑛務の工賃を今般  
 鐵道者より請員いたる結果、従来値下げといふ会社側  
 の聲明を反對すること。

(備考) (会社側の言分に依ると、鐵道者より一月目に  
 つき、毎月安に請員のためなりとす)

(尚、少數値下請成者もあつたが廿二日(前日)支部  
 発会式を挙行した計りであるが、今日此の要

竹炭  
 一國交渉  
 社長訪問  
 (三十九日)

求は入ぬぬ  
 ね結果、前記鐵道者四名が代表して会社側の要  
 求を拒絶した。

(二) 件は、職工は従来  
 在職工の身分持であつたのを、会社持に  
 する事。

(三) 諸員工賃報告が従来不明であつた、只紙片に  
 だけ記入して報告したに過ぎなかつたのが、之を明瞭に報  
 告すること。

社長訪問。右條件を携へて八名の職工、廿五日朝、社長收本  
 豊進の自宅を訪問す。  
 收本氏「丁寧」に取らぬ、  
 待過す。